

(正誤表)

1. 平成19年10月30日公表 平成20年3月期 中間決算短信(22ページ)

・ 中間連結財務諸表

5. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(4) 会計処理基準に関する事項

【訂正前】

その他の重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【訂正後】

その他の重要な事項

(イ) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(ロ) 税金費用

当中間連結会計期間に係る納付税額および法人税等調整額は、当連結会計年度において予定している圧縮積立金および特別償却準備金の積立ておよび取崩しを前提として、計算してあります。

2. 平成18年10月31日公表 平成19年3月期 中間決算短信(連結)(連結-30)

中間連結財務諸表等

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

4 会計処理基準に関する事項

【訂正前】

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(6)その他の重要な事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	(6)その他の重要な事項 消費税等の会計処理 同左	(6)その他の重要な事項 消費税等の会計処理 同左

【訂正後】

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(6)その他の重要な事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 税金費用 <u>当中間連結会計期間に係る納付税額および法人税等調整額は、当連結会計年度において予定している圧縮積立金および特別償却準備金の積立ておよび取崩しを前提として、計算してあります。</u>	(6)その他の重要な事項 __消費税等の会計処理 同左 税金費用 同左	(6)その他の重要な事項 消費税等の会計処理 同左

3. 平成18年10月31日公表 平成19年3月期 個別中間財務諸表の概要(個別-5)
個別中間財務諸表等

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

【訂正前】

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 なお、控除対象外消費税および地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。	6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左	6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 なお、控除対象外消費税および地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

【訂正後】

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1)消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 なお、控除対象外消費税および地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。 (2)税金費用 当中間会計期間に係る納付税額および法人税等調整額は、当事業年度において予定している圧縮積立金および特別償却準備金の積立および取崩しを前提として、計算しております。	6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1)消費税等の会計処理 同左 (2)税金費用 当中間会計期間に係る納付税額および法人税等調整額は、当事業年度において予定している圧縮積立金の積立および取崩しを前提として、計算しております。	6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 なお、控除対象外消費税および地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

4. 平成17年11月1日公表 平成18年3月期 中間決算短信(連結)(連結-36)
中間連結財務諸表等

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

4 会計処理基準に関する事項

【訂正前】

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
(6)その他の重要な事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	(6)その他の重要な事項 消費税等の会計処理 同左	(6)その他の重要な事項 消費税等の会計処理 同左

【訂正後】

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
(6)その他の重要な事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 税金費用 当中間連結会計期間に係る納付税額および法人税等調整額は、当連結会計年度において予定している圧縮積立金および特別償却準備金の積立および取崩しを前提として、計算しております。	(6)その他の重要な事項 __消費税等の会計処理 同左 __税金費用 同左	(6)その他の重要な事項 消費税等の会計処理 同左

5. 平成17年11月 1日公表 平成18年3月期 個別中間財務諸表の概要(個別-4)
 個別中間財務諸表等
 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

【訂正前】

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 なお、控除対象外消費税および地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。	6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【訂正後】

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1)消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 (2)税金費用 当中間会計期間に係る納付税額および法人税等調整額は、当事業年度において予定している圧縮積立金および特別償却準備金の積立および取崩しを前提として、計算しております。	6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1)消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 なお、控除対象外消費税および地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。 (2)税金費用 同左	6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

6. 平成16年11月 2日公表 平成17年3月期 中間決算短信(連結)(連結-35)
 中間連結財務諸表等
 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

4 会計処理基準に関する事項

【訂正前】

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
(6)その他の重要な事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	(6)その他の重要な事項 消費税等の会計処理 同左	(6)その他の重要な事項 消費税等の会計処理 同左

【訂正後】

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
(6)その他の重要な事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 税金費用 当中間連結会計期間に係る納付税額および法人税等調整額は、当連結会計年度において予定している圧縮積立金および特別償却準備金の積立および取崩しを前提として、計算しております。	(6)その他の重要な事項 消費税等の会計処理 同左 税金費用 同左	(6)その他の重要な事項 消費税等の会計処理 同左

7. 平成16年11月 2日公表 平成17年3月期 個別中間財務諸表の概要(個別-4)
個別中間財務諸表等

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

【訂正前】

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左	6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左

【訂正後】

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1)消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 (2)税金費用 当中間会計期間に係る納付税額および法人税等調整額は、当事業年度において予定している圧縮積立金および特別償却準備金の積立および取崩しを前提として、計算してあります。	6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1)消費税等の会計処理 同左 (2)税金費用 同左	6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左

8. 平成15年11月 4日公表 平成16年3月期 中間決算短信(連結)(連結-36)
中間連結財務諸表等

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

4 会計処理基準に関する事項

【訂正前】

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
(6)その他の重要な事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	(6)その他の重要な事項 消費税等の会計処理 同左	(6)その他の重要な事項 消費税等の会計処理 同左

【訂正後】

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
(6)その他の重要な事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 税金費用 当中間連結会計期間に係る納付税額および法人税等調整額は、当連結会計年度において予定している圧縮積立金および特別償却準備金の積立および取崩しを前提として、計算してあります。	(6)その他の重要な事項 消費税等の会計処理 同左 税金費用 同左	(6)その他の重要な事項 消費税等の会計処理 同左

9. 平成15年11月 4日公表 平成16年3月期 個別中間財務諸表の概要(個別-4)
個別中間財務諸表等

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

【訂正前】

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左	6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左

【訂正後】

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1)消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 (2)税金費用 当中間会計期間に係る納付税額および法人税等調整額は、当事業年度において予定している圧縮積立金および特別償却準備金の積立および取崩しを前提として、計算しております。	6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1)消費税等の会計処理 同左 (2)税金費用 同左	6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左

以 上